

会 議 録

名 称	令和8年度 第1回大洲市国民健康保険運営協議会				
事 務 局	市民福祉部 市民課				
開催日時	令和8年5月14日(木) 13時00分～13時50分				
開催場所	大洲市役所 2階大ホール				
出 席 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">委 員 (13名)</td> <td>被保険者を代表する委員 4名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 公益を代表する委員 5名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局等 (11名)</td> <td>市長 市民福祉部長 市民課 5名(課長、課長補佐、専門員、主査、主事) 税務課 3名(課長、課長補佐、専門員) 河辺支所 1名(支所長)</td> </tr> </table>	委 員 (13名)	被保険者を代表する委員 4名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 公益を代表する委員 5名	事務局等 (11名)	市長 市民福祉部長 市民課 5名(課長、課長補佐、専門員、主査、主事) 税務課 3名(課長、課長補佐、専門員) 河辺支所 1名(支所長)
委 員 (13名)	被保険者を代表する委員 4名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 公益を代表する委員 5名				
事務局等 (11名)	市長 市民福祉部長 市民課 5名(課長、課長補佐、専門員、主査、主事) 税務課 3名(課長、課長補佐、専門員) 河辺支所 1名(支所長)				
<p><b>【会議録】</b></p> <p><u>1 開会</u> ○事務局 只今から、令和8年度第1回大洲市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p><u>2 市長あいさつ</u>  (市長あいさつ)</p> <p><u>3 諮問</u> ○事務局 市長、この後の公務のため、先に諮問書を渡したいと思います。 今回の諮問は、令和8年度の国民健康保険事業の運営についてご審議をお願いするものでございます。 誠に恐れ入りますが、二宮市長、大野会長、ステージ前のスタンドマイクの前へお願いいたします。 委員の皆様は、お手元に配付しております「諮問書の写し」をご確認ください。 それでは、二宮市長から大野会長へ諮問させていただきます。</p> <p>○市長  (諮問書を読み上げ、大野会長へ手渡し) ・諮問事項 令和8年度保険税率改定</p> <p>○事務局 市長はこの後、公務のためここで退席させていただきます。</p>					

#### 4 会長あいさつ

(会長あいさつ)

##### ○事務局

次に、令和8年度の人事異動に伴い、担当職員が交代いたしましたので、自己紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

##### ○事務局

ここで、委員の皆様にご報告申し上げます。

本日の会議は、委員16名中、13名の出席をいただいております。運営協議会規則第6条に規定する会議の成立に必要な半数以上の委員の出席を得ておりますので、本会議が成立することを予めご報告申し上げます。

それでは今後の議事進行は、運営協議会規則第5条第1項の規定により「会長が議長となる」こととなっておりますので、大野会長にお願いいたします。

#### 5 議事

##### ○会長

まず、会議録署名人の指名を行います。

保険医又は保険薬剤師を代表する委員の中から、「菊原 正仁」委員、公益を代表する委員の中から、「入澤 美紀」委員のお二方をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

##### ○会長

それでは、議事に移ります。

議題1「令和8年度国民健康保険事業の運営について」を議題といたします。

(事務局説明)

##### 1 国民健康保険にかかる制度改正予定

###### (1) 子ども・子育て支援納付金分の課税

- ・子ども・子育て支援金制度が創設（令和8年度～）

- ・保険税の課税区分

現行（3区分）

「医療給付費分」・「後期高齢者支援金等分」・「介護納付金分」

令和8年度（4区分）

「子ども・子育て支援納付金分」が新設

- ・子ども・子育て支援納付金分 課税対象

18歳以上の被保険者

(令和8年度 18歳以上の被保険者数 約6,910名見込み)

- ・令和8年度 子ども・子育て支援納付金分

現年課税額：約1,252万円

一人当たり：年額 約1,812円

月額 約 151円

- (2) 課税限度額の引き上げ（令和8年度～）
- ・医療給付費課税額に係る限度額 66万円→67万円
  - ・子ども・子育て支援納付金課税額に係る限度額 3万円
- (3) 保険税軽減判定所得の見直し（令和8年度～）  
被保険者等の数に乗すべき金額について
- ・30.5万円→31万円（5割軽減世帯）
  - ・56万円→57万円（2割軽減世帯）
- (4) 高額療養費制度の見直し（令和8年8月～）  
令和8年8月から  
月ごとの限度額が引き上げられるが、「年間上限額」を新設することで、  
年間のトータル負担を現行水準に据え置かれる。

## 2 被保険者数の動向

- ・医療給付費分・後期高齢者支援金分の推計(令和8年度推計)  
年間平均世帯数：5, 311世帯  
年間平均被保険者数：7, 430人
- ・第2号被保険者（介護納付金の算定対象）の推計(令和8年度推計)  
年間平均世帯数：1, 942世帯  
年間平均被保険者数：2, 240人

## 3 医療費の動向（見込）

- ・37億9, 689万1千円（令和7年度）
- ・38億1, 587万5千円（令和8年度）

## 4 財政状況及び予算編成

- ・令和7年度実質収支見込額  
1億2, 012万9千円
- ・令和8年度当初歳入歳出予算  
47億8, 729万円
- ・令和8年度6月補正後の歳入歳出予算  
47億8, 748万9千円  
(当初予算比：19万9千円)

## 5 国民健康保険税率改正について

令和8年度保険税率改定（案）

医療給付費分

- 所得割 2.30%減
- 資産割 廃止
- 均等割 据え置き
- 平等割 6,500円減

後期高齢者支援金分

- 所得割 据え置き
- 資産割 廃止
- 均等割 据え置き
- 平等割 据え置き

介護給付費分

所得割 据え置き  
資産割 廃止  
均等割 据え置き  
平等割 据え置き

子ども・子育て支援納付金分（新設）

所得割 0.24%  
均等割 1,100円  
均等割（18歳以上） 50円  
平等割率 700円

6 保健事業について

国民健康保険事業の安定運営を図るため、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上対策等の取組みを重点的に推進する。

- ・令和7年度特定健診受診率（4月速報値）  
32.6%（前年度同時期：30.4%）

○会長

事務局の説明が終わりました。何かご意見はございませんか。

（質疑・応答）

○委員（公益を代表する委員）

高額療養費制度の見直しについて説明があったが、後期高齢者医療制度についても同様に見直しが行われるのか伺いたい。

○事務局

後期高齢者医療制度も、同様に見直されます。

○委員（公益を代表する委員）

保健事業の「若・中年層への受診勧奨」について提案します。

区長が地域住民へ直接受診を促すのは困難な面があるため、老人会等の各団体へも受診勧奨を行っていただきたい。

○事務局

保健師とも協議し、検討してまいります。

○会長

先ほどの委員（公益を代表する委員）からの質問に関連して、後期高齢者医療制度の高額療養費制度の見直しについても、国保と同じ制度設計なのか確認したい。

○事務局

後期高齢者医療制度においても、国保と同様の制度設計です。

○委員（被保険者を代表する委員）

今回の税率改正（案）により全体的に減額となるのは被保険者としては喜ばしい。

しかし、今回の改正（案）よりも県が示す標準保険料率の方が高い率となっている。今後、令和15年度の県内保険料率水準の統一に向けて、2年毎に大幅な引き上げを行っていくことになるのか伺いたい。

○事務局

標準保険料率は毎年変動するものであり、統一を迎える最終的な標準保険料率は現時点では不透明な状況です。そのため、今回の改正においては令和8年度の標準保険料率に近づけることを基本としつつ、標準保険料率の方が高い区分については据え置きとするなど、被保険者の負担を抑制する案として算定しています。今後の状況を見極めながら、令和10年度以降の改正（案）を算定してまいりたいと考えております。

○事務局

県から示される標準保険料率は、単年度の事業費納付金を徴収するための参考値としての性格が強い。

今回の改正（案）も、あくまで令和8年度の本市の事業費納付金を賄える率として算定しております。

現在、本市に求められている事業費納付金は2カ年連続で減額しており、今後、標準保険料率との乖離を理由に急激な引き上げを行うことは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○会長

これまでは、各自治体が国保会計の剰余金等を活用して被保険者の負担を抑制することができたが、県内統一後はそうした裁量が行えなくなると予想している。

「先ほど、改正（案）は事業費納付金を賄える率として算定している」との説明があったが、統一後の制度設計において、例えば単年度で事業費納付金に対して不足や超過が生じた場合の方針は決まっているのか。また国保も後期高齢者医療制度と同様の仕組みに向かっている印象を受けるが、令和15年度の統一時の全体的な制度設計が判明しているようであれば伺いたい。

○事務局

後期高齢者医療制度は、県内統一の保険料率で運営され、県のトータルで財政が賄えればよい仕組みとなっている。

一方、現在の国保は各市町が事業費納付金を賄えるかどうか国保会計の鍵を握っている。県は各市町の収納率等も勘案して標準保険料率を算定しているため、将来的に各市町が完全「同率」になるとは考えられないが、実質的には「同水準」となるような運営形式に移行していくのではないかと考えている。

○会長

今後、制度設計等について新たな情報が分かり次第、改めて説明を求めたいと思います。

○会長

その他、ご意見はございませんか。

（意見等なし）

○会長

それでは、格別ご発言もありませんので、次の議題に移ります。

議題2「令和8年度国民健康保険診療所事業について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

- ・令和7年度決算見込額  
9,990万5千円  
(前年度比:103万2千円)
- ・令和8年度歳入歳出予算(6月補正後)  
1億1,610万4千円  
(前年度比:1,619万9千円)

○会長

事務局の説明が終わりました。何かご意見はございませんか。

○委員(公益を代表する委員)

診療所施設も老朽化しているが、建て替え等も含めた今後の計画を伺いたい。

併せて、乗車定員9名の河辺地域公共交通が地域内を巡回されていると思うが、巡回状況も伺いたい。

また、河辺地域より肱川地域の方が、人口が約3倍多い状況であるが、今後、山鳥坂ダム建設に伴い道路が整備され、交通の便が改善されると思われる。これらを背景に、診療所施設老朽化に伴う今後の建て替え場所などについて、どのように検討されているのかお聞かせいただきたい。

○事務局

公共交通については、運営主体が異なるため、申し訳ありませんが詳細な内容については把握いたしかねます。

今後の建て替え場所についてですが、現時点においては診療所運営を継続していく方針です。また、ダム建設に伴う道路整備が完了した後の施設の建て替え場所については、肱川・河辺地域の方々が通院する医療機関等も考慮しながら検討していく必要がありますが、現時点では現在の施設における運営を維持していく考えです。

○会長

私は肱川地域に居住しておりますので状況を説明させていただくと、地域の面積としては河辺地域の方が奥深く広大です。

肱川地域の方々が通院される医療機関については、河辺地域付近に居住されている方は河辺診療所を受診されておりますが、内子町や大洲市内が近い場所に居住されている方々は、そちらの医療機関へ通院する方もおられ、時間的なことや利便性等で様々な状況であるようです。しかし、河辺診療所が運営されていることで助かっておられる方々が多くいらっしゃるということを、補足させていただきます。

○会長

その他、ご意見はございませんか。

《意見等なし》

○会長

格別ご発言もありません。

これで本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、議事の円滑な進行にご協力いただくとともに、慎重審議を賜り心よりお礼を申し上げます。

以上で、議長の職務を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局

大野会長、どうもありがとうございました。

## 6 その他

○事務局

「6 その他」になりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(意見等なし)

## 7 閉会

○事務局

それでは、閉会にあたり榊田副会長にご挨拶をお願いいたします。

(副会長あいさつ)

○事務局

以上をもちまして、令和8年度第1回大洲市国民健康保険運営協議会を終了いたします。  
本日は、長時間にわたりご協議ありがとうございました。